



経営者のための



銀行交渉術

第23号 平成27年11月13日
(金)

発行:久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

■◆実践コラム

『取引金融機関の統合により融資取引が難しくなった経営者様』
…セーフティネット7号認定を活用できる可能性があります。

先日、足利銀行と常陽銀行の経営統合が発表されました。各紙の報道によりますと、今後、各地の地方銀行の間で再編の流れが加速するようです。このような金融機関の統合は、地方銀行だけでなく信用金庫でも起きており、実際に取引金融機関の統合を経験された方も多いのではないでしょうか。

融資を受けている金融機関が統合された場合、審査方針の違いで、これまで受けられていた融資を受けられなくなったり、それぞれ融資取引のあった銀行同士が統合した場合、借入のシェアが一気に高まり、そのことを理由に新規の融資を受けられなくなったりすることがあります。

中小企業にとって調達先の減少は経営に大きな影響を与えるため、政府は信用保証協会の制度を通じて救済策を用意しています。セーフティネット7号認定制度です。

■ 制度の概要

経済産業大臣が指定する金融機関と金融取引を行っており、金融機関の経営の合理化によって借入額が減少している中小企業者が、経営安定サポート資金の融資を受けるための措置です。

■ 対象中小企業者

経済産業大臣が指定する金融機関に対する取引依存度が10%以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比マイナス10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者が対象です。

■ 手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口に認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

取引金融機関の統合により融資取引が難しくなったと感じる経営者様、まずは本制度の利用要件に該当しているかを確認する必要があります。是非、ご相談ください。

■ ◆お役立ち情報

『中小企業優秀新技術・新製品賞』の募集について
…新技術・新製品を開発した中小企業を対象とした表彰制度です。

公益財団法人りそな中小企業振興財団と株式会社日刊工業新聞社は、中小企業の技術振興を図るために、毎年1回、中小企業が開発した、優れた「新技術・新製品」と「新ソフトウェア」を表彰しています。また、補助金ではありませんが、副賞として賞金も用意されています。

昨年から今年にかけて新技術・新製品を開発された中小企業の方は一度ご検討ください。

概要をみておきましょう。

■ 表彰内容

表彰は「一般部門」と「ソフトウェア部門」に分かれています。

(1)一般部門

中小企業庁長官賞：副賞100万円(1件)

優秀賞：副賞100万円(10件程度)

優良賞：副賞30万円(10件程度)

奨励賞：副賞10万円(10件程度)

(2)ソフトウェア部門

優秀賞：副賞100万円(数件程度)

優良賞：副賞30万円(数件程度)

奨励賞：副賞10万円(数件程度)

■ 応募資格

新技術・新製品を自ら開発した未上場の中小企業、個人事業主および異業種交流等のグループや組合が対象です。

(中小企業とは資本金3億円以下または従業員300人以下の企業をいいます。)

■ 募集対象

平成26年から平成27年までの2年間に開発を完了、あるいは販売を開始した新技術・新製品、ソフトウェアが対象です。

(「開発」には大幅な改良・改善も含まれます)

■ 表彰対象

次のようなものが対象となります。

◇中小企業分野において先導的な役割を果たし、社会に寄与するとみられる新技術・新製品、ソフトウェア。

◇優秀性、独創性、競争力・将来性などの市場性が極めて高いとみられる新技術・新製品、ソフトウェア。

■ 応募締切等

応募の締切は平成27年12月7日です。

応募書類提出にあたっては、はじめに「りそな中小企業振興財団」のホームページから応募の登録をする必要があります。

平成26年から平成27年にかけて「新技術・新製品」や「新ソフトウェア」の開発を手掛けられた事業主の方は、ご検討ください。